



電力 アセスメントメソドロジー

2017年10月2日更新

1. 第1章第2条 「価格評価の実施」における表記の修正
2. 第1章第8条 「スーパーバイザーの設置および役割」における一部文言の削除
3. 第1章第9条 「スーパーバイザーの選定」における一部文言の追加および修正
4. 第1章第10条 「スーパーバイザーによるレビュー品質の維持」における一部文言の追加および修正
5. 第1章第13条 「アセスメントメソドロジーの公開」における承認者の変更
6. 第1章第15条 「アセスメントメソドロジーの変更」における承認者の変更

価格評価方法の適切性

リム情報開発株式会社（以下「当社」とする）が、レポート上で公開するすべての価格評価の目的は、エネルギー業界の関係各社に対して商談が成立可能な水準を示すことで、透明性の高い、より適正な価格での取引を進められるようにすることにある。当該目的を達成するため、当社は以下に記載する「価格評価の一般原則」およびレポート毎の価格評価方法を定めている。当社は当該目的を達成するために必要と判断するすべての基準と手続を「価格評価の一般原則」およびレポート毎の「価格評価の原則」に含めており、これを遵守して価格評価を実施することから、当社の価格評価方法は適切であると判断している。

第1章 価格評価の一般原則

第1条（価格評価の目的）

当社が実施し、レポート上で公開するすべての価格評価の目的は、エネルギー業界の関係各社に対して商談が成立可能な水準を示すことで、透明性の高い、より適正な価格での取引を進められるようにすることにある。

第2条（価格評価の実施）

第1条に定めた目的を達成するため、当社は「価格評価の一般原則」およびレポート毎の価格評価方法（以下「アセスメントメソドロジー」とする）内に以下の項目を定め、これらに従って価格評価を実施する。

- 価格評価対象となる取引
- 価格評価対象となる対象時間取引
- 価格評価の優先順位
- 取材先の選定
- 取材方法
- スーパーバイザーの設置および役割
- スーパーバイザーの選定
- スーパーバイザーによるレビュー品質の維持
- 価格評価の整合性および一貫性の保持
- 市場情報の信頼性および充分性
- アセスメントメソドロジーの公開
- アセスメントメソドロジーの定期的な見直し
- アセスメントメソドロジーの変更
- 評価価格の変更および訂正
- 受渡数量基準
- 特定の数量単位（バレル等）が用いられる理由

第3条（価格評価対象となる取引）

各インデックスにおいて、もっとも流動性がある数量、期間、地域を価格評価の対象とする。価格評価の対象とする取引の詳細については、その対象となる数値数量、参考として考慮される市場情報、価格評価に用いられる「リムトレーディングボード」内の情報、および取引所等の特定市場情報とあわせてレポート毎のアセスメントメソドロジー内に記載することとする。

第4条（価格評価対象となる対象時間取引）

各インデックスにおいて、日本を含むアジア時間における取引のうち最も有効かつ利便性

があると当社が判断する時間を価格評価の対象時間とする。詳細については、レポート毎のアセスメントメソドロジー内に記載することとする。

第5条（価格評価の優先順位）

各インデックスにおいて、相対取引、他の取引市場での成約価格、買唱え、売唱えのうち、価格評価のために採用する市場情報、および採用する市場情報が複数存在する場合の優先順位を定める。詳細については、レポート毎のアセスメントメソドロジー内に記載することとする。

第6条（取材先の選定）

市場情報の収集にあたり、売り手、買い手に偏りがないように、取扱量の多さ、市場に与える影響力等を鑑みて選出した複数のメジャー、産油会社、産ガス会社、石油会社、トレーダー、商社、ディーラー、需要家等に取材を実施することとする。
各レポートチームは、取材先の地域性および取材先から取得した情報の種類について偏りがなければ検討することとする。取材先の地域性や情報の種類に偏向性を認識した場合には、取材担当者とチームリーダーで取材先からの除外を検討する。検討の結果、取材先から除外すべきであると判断された場合には、社長の承認を得た上で取材先から除外する。

第7条（取材方法）

中立性、公正性の観点から適切な資質および技術を有していると当社が判断する取材担当者が、電話を主体に電子メール、チャット等を駆使して取材を行うこととする。取材先担当者の信頼性を確保するために、原則として取材先の会社へ直接電話することにより、当該担当者が在籍していることを確認することとする。

第8条（スーパーバイザーの設置および役割）

各レポートに対して、2名以上のスーパーバイザーを設置する。レポート公表前に、各レポートに設置されたスーパーバイザーのうち少なくとも1名が、価格評価がアセスメントメソドロジーに遵守して行われており、整合性および一貫性が保持されているかという観点からレビューを実施することとする。

第9条（スーパーバイザーの選定）

スーパーバイザーは、価格評価対象商品および市場について十分な経験および知識を有したものを、取締役会の承認を得た上で選定することとする。スーパーバイザーは、担当するレポートの価格評価および記事作成に携わらないものとする。

第10条（スーパーバイザーによるレビュー品質の維持）

スーパーバイザーによるレビューの品質が適切に保たれていることを確認するため、社長以外の者がスーパーバイザーとしてレビューを実施したレポートについては、定期的に社長によるスポットチェックを行うこととする。スポットチェック実施後は、当該スポットチェックの証跡を保管することとする。

第11条（価格評価の整合性および一貫性の保持）

価格評価の担当者間での価格評価結果の整合性および一貫性を保持するため、スーパーバイザーによるレビューの他、価格評価シミュレーションを定期的実施することとする。

第12条（市場情報の信頼性および充分性）

各価格評価の担当者は、取材先より取得した市場情報が関連当事者との取引に関する情報、恣意的な情報その他異常な情報でないかを当該取材先および他の複数の取材先に確認し、

必要に応じて精査することとする。関連当事者との取引情報や恣意的な情報等の異常な市場情報が検出された場合には、追加取材により裏付けをとることで価格評価に採用する市場情報から除外するか否かを判断することとする。また、重大な事項については速やかにスーパーバイザーおよび社長に報告することとする。これらの検討事項および判断は各レポートチームの取材メモ、アセスメント経緯シート等に記録することとする。情報提供者から提供された市場情報が恣意的なものでないことを確認する必要がある場合は、必要に応じて情報提供者のバックオフィスから情報を得ることを検討することとする。

一部の流動性の低い市場においては、価格評価に使用する市場情報が単一の取材先からのみ得られる場合がある。そのような場合においても、本アセスメントメソドロジーに定める手続により当該市場情報が価格評価のために採用可能であるかどうかを判断することとし、当該市場情報が単一の取材先からのみ得られている事実をもって、価格評価に採用する市場情報から除外すべきであるとは判断しないものとする。

情報提供者に対しては、アセスメントメソドロジーをWEB上に公開し、また協力を要請することで、当社が定める価格評価方法上の条件を満たすすべての市場情報が提供されるものと期待している。

第13条（アセスメントメソドロジーの公開）

2名以上の取締役承認されたアセスメントメソドロジーは、当社のWEB上にアップロードし、外部取引先、情報提供者、購読者等が入手可能な状態で管理することとする。

第14条（アセスメントメソドロジーの定期的な見直し）

アセスメントメソドロジーは年1回（毎年10月開催の取締役会時）、および商品市場に重大な変更があった場合に見直しを実施する。見直しの結果、必要であると認められた場合においてはアセスメントメソドロジーの変更を検討することとする。アセスメントメソドロジーの見直しを実施するにあたっては、外部取引先、購読者など有識者から聞き取った意見を参考にする。

第15条（アセスメントメソドロジーの変更）

価格評価方法に影響を与えるアセスメントメソドロジーの変更が必要と判断された場合、関連するレポートチーム内で十分に議論した上で変更点を稟議事項とし、2名以上の取締役の承認を得ることとする。2名以上の取締役による変更点の承認後、アセスメントメソドロジー変更の原則として1カ月前、少なくとも2週間前までに、アセスメントメソドロジー変更を実施する旨、および変更日を各レポート上で告知することとする。

2名以上の取締役による変更点の承認後、当該変更点を反映したアセスメントメソドロジーを変更日までに2名以上の取締役により承認するものとする。

価格評価方法に影響を与えるアセスメントメソドロジーの変更にあたっては、外部取引先、購読者などの利害関係者から変更内容に関する質問を受け付けることとする。当該質問およびこれに対する当社の回答については原則としてレポートまたはWEB上で公開することとするが、利害関係者が非公開を希望する場合、その他利害関係者との信頼関係を保持するために必要であると当社が判断する場合は非公開とする。

価格評価方法に影響を与えないアセスメントメソドロジーの訂正については、2名以上の取締役による承認を受けた後に、レポート上で訂正に関する告知を行い、速やかに訂正を反映する。

第16条（評価価格の変更および訂正）

レポート上で公開した評価価格については、公開後に変更を実施しないこととする。ただし、誤字、脱字、タイプミスによる訂正は除く。

第2章 電力における価格評価の原則

価格評価の目的：

価格評価の目的は、レポートの発行日に取引された標準的なスポット売買の実勢相場を表すことにある。

価格の定義：

取引が成立しない場合でも製品の価値は変動するものとする。価格とは、変動する製品の価値を計るものとする。製品の価値は、需給や生産コスト、他の市場状況やプレーヤーの観点によって変動するものとする。

評価対象期間：

対象となる月を前半、後半と分ける場合がある。その場合、前半は15日まで、後半は16日以降とする。

1、Rim Index 翌日受渡

[価格評価の対象]

全国9エリア(北海道、東北、東京、中部、北陸、関西、中国、四国、九州)における、日本卸電力取引所(Japan Electric Power Exchange)およびOTC市場での翌日受渡の成約価格、売買唱えを対象とする。価格評価対象時間帯の区分は、24時間(0時～24時)、昼間(8時～22時)、ピーク時間(13時～16時)、夜間(0時～8時および22時～24時)とする。

[価格評価の時間帯]

東京時間の9時30分～16時。

[価格評価の方法]

(1)上記時間帯の中で得た翌日受渡の全国9エリアの成約価格および売買唱えを優先し、東日本(50Hz 地域=北海道、東北、東京)と西日本(60Hz 地域=中部、北陸、関西、中国、四国、九州)に分けて、価格評価する。価格評価の優先順位は、①成約価格、②ファームな売唱えおよび買唱え、③インディケーション(売り気配、買い気配)、の3項目とする。①の妥当性を考慮するため、②および③についても、価格評価の上で重要視する。

(2)市場分断の発生等により、各エリアで異なる成約価格が生じた場合、各エリアの需要量の比率をベースに加重平均し、東日本と西日本に分けて価格評価する。これは、各エリアにおいて需要量の規模が異なるため、エリアの規模に応じた価格影響度を考慮するためである。

(3)日曜祝日と月曜受渡の価格評価については、全て休み明けに行うものとする。通常時(週に祝日がない場合)は、金曜日に土曜受渡分を評価した後、休み明けの月曜日に日曜受渡分、月曜受渡分、火曜受渡分の3日分を評価する。連休が続く場合のケースとして、たとえば、月曜と火曜が連休になった場合、休み明けの水曜に、日曜受渡分、月曜受渡分、火曜受渡分、水曜受渡分、木曜受渡分の5日分を価格評価する。

[標準数量および取引価格単位]

標準数量は1,000kW以上とする。卸電力市場や電力調達入札など取引全般をみても、kWをもとに取引することが一般的であり、これに沿って単位を規定している。また、取引価格の単位は円/kWhとする。標準数量を下回る成約が確認された場合、価格評価の直接的な対象にはならないものの、価格評価を行う上で参考にする。

2、Rim Index 先渡価格

[価格評価の対象]

OTC 市場で取引された月間受渡における 24 時間(0 時～24 時)の成約価格や売買唱えを対象とする。

[価格評価の時間帯]

東京時間の 9 時 30 分～16 時。

[価格評価の方法]

(1) 上記時間帯の中で得た成約価格および売買唱えを優先して、価格評価する。価格評価の優先順位は、①成約価格、②ファームな売唱えおよび買唱え、③インディケーション(売り気配、買い気配)、の 3 項目とする。①の妥当性を考慮するため、②および③についても、価格評価の上で重要視する。

(2) 成約価格および売買唱え等の情報取得が困難な場合、大手電力などの発電単価や供給力を基に算出する。発電単価は、リム情報開発が価格評価および試算する燃料フォワード価格の他、一部取引所が発表する価格をベースに、熱効率等を用いて導き出す。

[標準数量および取引価格単位]

標準数量は 1,000kW 以上とする。卸電力市場や電力調達入札など取引全般をみても、kW をもとに取引することが一般的であり、これに沿って単位を規定している。また、取引価格の単位は円/kWh とする。標準数量を下回る成約が確認された場合、価格評価の直接的な対象にはならないものの、価格評価を行う上で参考にする。

[価格評価の対象月]

価格評価の対象月は、当限を含め 15 限月を対象とする。当限の対象月は、月前半が翌月、月後半が翌々月となる。